

いわき市議会議会報告会及び意見交換会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、議会報告会及び意見交換会の実施に関し必要な事項を定めることにより、議会が行った市政に関する意思決定について、議会としての説明責任を果たすとともに、市民が議会の活動を知り、市政に関する意見を表明する機会を確保し、もって市民と議会との相互理解を深め、地域社会における課題の把握及び市政に必要とされる政策形成の共有を図り、開かれた議会の実現に資することを目的とする。

(実施回数)

第2条 議会報告会及び意見交換会の年間の実施回数は、いわき市議会議会改革推進検討委員会（いわき市議会会議規則（昭和41年いわき市議会規則第1号）別表に定める議会改革推進検討委員会をいう。以下「議会改革推進検討委員会」という。）において協議し、決定するものとする。

(実施体制等)

第3条 議会報告会及び意見交換会は、常任委員会、議会改革推進検討委員会その他これらに類するもの（以下「常任委員会等」という。）を単位として開催する。

- 2 常任委員会等（議会改革推進検討委員会を除く。）が開催する議会報告会及び意見交換会は、参加を希望する議員で構成する。
- 3 前項の参加を希望する議員は、議会報告会及び意見交換会に参加する旨を議会改革推進検討委員会の委員長に報告しなければならない。これを取りやめるときも同様とする。

(内容)

第4条 議会報告会及び意見交換会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会活動、予算その他市政に関する報告を行うこと。
- (2) 議会活動及び市政に関する意見交換を行うこと。

(開催に関する事項)

第5条 議会報告会及び意見交換会の開催日時、開催場所、内容その他の開催に関し必要な事項（次条において「開催日時等」という。）は、それぞれの常任

委員会等において協議し、決定するものとする。

(市民への周知)

第6条 議会報告会及び意見交換会の開催日時等を決定したときは、その開催に関する事項を議会報（いわき市議会報発行規程（平成5年いわき市議会訓令第1号）第2条各号に規定する議会報をいう。）、各戸に回覧する周知文書、市議会ホームページその他の広報媒体により、速やかに市民に周知するよう努めるものとする。

(記録及び報告)

第7条 常任委員会等の長は、議会報告会及び意見交換会を開催したときは、速やかに記録を作成し、議長に報告書を提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の内容について市議会ホームページ等に掲載し、市民に周知するものとする。

(要望等の報告)

第8条 議長は、議会報告会及び意見交換会において市長その他の執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、速やかに当該執行機関に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革推進検討委員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。